市町村立小中学校外部人材配置事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　市町村立小中学校外部人材配置事業費補助金の交付については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　この補助金は、県内市町村（さいたま市を除く。以下同じ。）が次に掲げる事業（以下、「補助事業」という。）を行う場合において、その経費の一部を補助し、もって学校教育活動の一層の充実及び教員の「働き方改革」の実現を図ることを目的とする。

一　教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業

二　副校長・教頭マネジメント支援員配置事業

（交付の対象及び補助金の額等）

第３条　知事は、補助事業を市町村が実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下、「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

２　補助対象経費は、次の各号に掲げる事業の種類に応じ、当該各号に定める経費とする。

一　教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業

報酬及び給料（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。ただし、給料は会計年度任用職員に支給するものに限る。）、期末手当・勤勉手当（ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。）、報償費、及び委託費とし、補助金の額は、補助対象経費に３分の２を乗じて得た額とする。

ただし、算出した額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

二　副校長・教頭マネジメント支援員配置事業

報酬及び給料（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。ただし、給料は会計年度任用職員に支給するものに限る。）、期末手当・勤勉手当（ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。）、報償費、交通費・旅費、及び委託費とし、補助金の額は、補助対象経費に３分の２を乗じて得た額とする。

ただし、算出した額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（申請手続）

第４条　補助金の交付を受けようとする市町村は、別に定める期日までに様式１による補助金交付申請書及び別に指示する資料を知事に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第５条　知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合は、審査の上、

交付すべきものと認めたときは交付決定を行い、様式２による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

２　知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。

（申請の取下げ）

第６条　補助金の交付決定を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から２０日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第７条　知事は、本事業の円滑な実施を図るため必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。

（計画変更の承認）

第８条　補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式３による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定額に変更がない場合は、この限りではない。

２　知事は、前項の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第９条　補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式４による中止・廃止承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）

第10条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその旨を記載した事業遅延届を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第11条　補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかに報告書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条　補助事業者は、補助事業を完了したとき（中止又は廃止の承認を受けた時を含む。）は、その日から３０日を経過した日又は当該会計年度３月３１日のいずれか早い日までに、様式５による実績報告書及び別に指示する資料を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13条　知事は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第８条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式６による補助金交付額確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

２　知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条　知事は、第９条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第５条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1)　補助事業者が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号)、その他の法令若しくは本要綱、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2)　補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3)　補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4)　交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　知事は、前項の規定により第５条の交付決定の取消し等をした場合において、既に当該取消し等に係る部分に対する補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の経理）

第15条　補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業を中止又は廃止した日あるいは完了した日の属する会計年度の終了後、翌会計年度から５年間保管しなければならない。

（補助金調書）

第16条　補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式７による補助金調書を作成し、補助事業を中止又は廃止した日あるいは完了した日の属する会計年度の終了後、翌会計年度から５年間保管しなければならない。

（その他）
第17条　前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から適用する。

附　則

１　令和２年度埼玉県一般会計補正予算（第６号）による新型コロナウイルス感染症対策等のための補助事業に係る第３条第２項の規定の適用については、同項中「補助対象経費に３分の２を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの」とあるのは「補助対象経費の額」とする。

２　この要綱は、令和２年７月３日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年２月５日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から適用する。